

平成16年第2回藤岡市議会臨時会会議録

平成16年5月20日(木曜日)

議事日程 第1号

平成16年5月20日(木曜日)午前10時開議

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 市長発言
- 第4 議会運営委員会経過報告
- 第5 報告第1号 専決処分の報告について
(損害賠償の額を定めることについて)
- 第6 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて
(藤岡市税条例の一部改正)
報告第3号 専決処分の承認を求めることについて
(藤岡市都市計画税条例等の一部改正)
報告第4号 専決処分の承認を求めることについて
(藤岡市国民健康保険税条例の一部改正)
- 第7 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて
(平成15年度藤岡市一般会計補正予算第6号)
- 第8 報告第6号 専決処分の承認を求めることについて
(平成15年度藤岡市老人保健特別会計補正予算第3号)
- 第9 議案第40号 群馬県市町村会館管理組合規約の変更について

本日の会議に付した事件

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 市長発言
- 第4 議会運営委員会経過報告
- 議長辞職の件
- 議長の選挙
- 副議長辞職の件
- 副議長の選挙
- 合併問題調査特別委員会委員の補欠選任

- 第5 報告第 1号 専決処分の報告について
(損害賠償の額を定めることについて)
- 第6 報告第 2号 専決処分の承認を求めることについて
(藤岡市税条例の一部改正)
- 報告第 3号 専決処分の承認を求めることについて
(藤岡市都市計画税条例等の一部改正)
- 報告第 4号 専決処分の承認を求めることについて
(藤岡市国民健康保険税条例の一部改正)
- 第7 報告第 5号 専決処分の承認を求めることについて
(平成15年度藤岡市一般会計補正予算第6号)
- 第8 報告第 6号 専決処分の承認を求めることについて
(平成15年度藤岡市老人保健特別会計補正予算第3号)
- 第9 議案第40号 群馬県市町村会館管理組合同規約の変更について

出席議員（23人）

1番	安田 肇 君	2番	橋本 新一 君
3番	串田 武 君	4番	湯井 廣志 君
5番	斉藤 千枝子 君	6番	三好 徹明 君
7番	反町 清 君	8番	佐藤 淳 君
9番	茂木 光雄 君	10番	松本 啓太郎 君
11番	片山 喜博 君	12番	冬木 一俊 君
14番	神田 省明 君	15番	木村 喜徳 君
16番	針谷 賢一 君	17番	青柳 正敏 君
18番	坂本 忠幸 君	19番	塩原 吉三 君
20番	清水 保三 君	21番	隅田川 徳一 君
22番	大戸 敏子 君	23番	吉田 達哉 君
24番	久保 信夫 君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

市長	新井 利明 君	助役	関口 敏 君
収入役	堀越 清 君	教育長	岡田 要 君
企画部長	茂木 政美 君	総務部長	金井 秀樹 君
市民環境部長	有我 亘弘 君	健康福祉部長	吉澤 冬充 君
経済部長	荻野 廣男 君	都市建設部長	須川 良一 君
上下水道部長	三木 篤 君	教育部長	水越 清 君
監査委員			
	齋藤 稔一 君		
事務局長			

議会事務局職員出席者

事務局長	高橋 寛	参事兼議事課長	田島 均
課長補佐兼			
	山形 常雄		
議事係長			

開 会 の あ い さ つ

議長（松本啓太郎君） おはようございます。開会前の貴重な時間でございますが、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は平成16年第2回藤岡市議会臨時会が招集になりましたが、議員各位には公私とも極めてご多忙中、全員のご出席をいただきまして開会できますことを厚く御礼申し上げます。今期臨時会に提案されます案件は、報告6件、議案1件でございます。いずれも市民生活に直接関係あるものでございますので、慎重にご審議いただきまして、議会としての意思決定をお願い申し上げる次第でございます。

なお、議事運営につきましてはまことに不慣れな私でございますが、何とぞ議員各位の格別なるご指導、ご鞭撻を賜りまして円滑な議事運営が図れますようお願い申し上げます。また、まことに簡単でございますが、ごあいさつといたします。

表 彰 状 の 伝 達

議長（松本啓太郎君） ここで、表彰状の伝達をさせていただきます。

去る4月22日、関東市議会議長会定期総会において表彰状が贈られましたので、伝達を行います。

事務局長。

事務局長（高橋 寛君） お名前を申し上げますので、前の方へお進みいただきたいと思います。

大戸敏子議員。

議長（松本啓太郎君）

表 彰 状

藤岡市

大 戸 敏 子 殿

あなたは市議会議員の職にあること10年よく地方自治の伸張発展と市政の向上振興に貢献された功績はまことに多大であります

よってここに表彰します

平成16年4月22日

関東市議会議長会会長 陶山 豊彦

議長（松本啓太郎君） 以上で表彰状の伝達を終了させていただきます。

開 会 及 び 開 議

午前10時開議

議長（松本啓太郎君） 出席議員定足数に達しましたので、議会は成立いたします。

ただいまから平成16年第2回藤岡市議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

第1 会期の決定

議長（松本啓太郎君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

第2 会議録署名議員の指名

議長（松本啓太郎君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において19番塩原吉三君、20番清水保三君、21番隅田川徳一君を指名いたします。

第3 市長発言

議長（松本啓太郎君） 日程第3、市長発言であります。市長の登壇を願います。

（市長 新井利明君登壇）

市長（新井利明君） 平成16年第2回藤岡市議会臨時会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては公私ともにご多忙のところご出席をいただきまして、心から御礼を申し上げます。

今月17日、財務省の諮問機関に当たる財政制度等審議会が取りまとめた2005年度予算編成に関する意見書によりますと、昨年に引き続き歳出改革路線を堅持することを強調しており、3年続けて実質伸び率0を基本に進む方針が示されておりました。意見書の中では、高齢化により増加する介護や医療などの社会保障関係費の抑制や国と地方の財政のあり方を抜本的に見直す三位一体改革の推進を求めています。しかし、地方自治体においては歳入における地方税の減収や地方交付税・補助金の削減により、歳出面では投資的経費を削減するとともに経常経費を切り詰めるなど、厳しい財政運営を行っているのが現状であります。

このような中で地方自治体が真に責任ある行政運営を行っていくためには、国からの補助金削減や交付税制度の見直しとあわせて税源の移譲が適切に行われ、安定的な財源が確

保されることが必要と考えます。権限と財源が付与されることによって、真に自立した地方分権型の新しいシステムが確立するものと考えております。そのためにも市町村合併は極めて重要なことであり、藤岡市においても避けて通れないものであります。

本市においても昨年12月、藤岡市・鬼石町・吉井町による1市2町からなる多野藤岡地域任意合併協議会が設立され、この半年間、対等合併を前提に互いの自治体の歴史や文化を尊重する中で合併にかかわるさまざまな協議を行い、昨日、第6回任意合併協議会において協議案件すべてが終了し、法定合併協議会に移行する準備が整ったところでございます。ここまでに至る経過の中でご尽力いただきました議員はじめ関係する多くの皆様のご指導、ご協力に厚く御礼を申し上げます。

本会議に提案申し上げましたのは条例の一部改正等、報告6件、議案1件であります。いずれも市民生活に関連した重要なものでありますので、慎重審議いただきましてご決定くださいますようお願い申し上げまして、開会のあいさつとさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

第4 議会運営委員会経過報告

議長（松本啓太郎君） 日程第4、議会運営委員会経過報告であります。議会運営委員会委員長の報告を求めます。委員長反町清君の登壇を願います。

（議会運営委員会委員長 反町 清君登壇）

議会運営委員会委員長（反町 清君） 議会運営委員会経過報告を申し上げます。

議会運営委員会は、議長の要請により5月18日、委員会を開催し、本日招集となりました平成16年第2回市議会臨時会の運営について協議したのであります。協議に先立ちまして市長及び担当部長から提出議案に対する概要説明を受けた後、議案の取り扱い、会期等について協議したのであります。

議案の取り扱いにつきましては、今回提案されますものは報告6件、議案1件であります。それぞれ日程に従い、日程第5、報告第1号につきましては単独上程、報告のみとし、日程第6、報告第2号、報告第3号及び報告第4号につきましては一括上程、単独審議、委員会付託を省略し、即決願います。日程第7、報告第5号、日程第8、報告第6号、日程第9、議案第40号につきましては単独上程、単独審議、委員会付託を省略し、即決願います。

会期につきましては、先ほど議長からお諮りして決定いたしましたとおり、本日1日と決定いたしました。

以上で議会運営委員会の経過についてご報告を終わります。

議長（松本啓太郎君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

ただいま報告のありましたとおり今後の議事運営を行いますので、ご了承願います。
暫時休憩いたします。

午前10時11分休憩

午前10時41分再開

副議長（坂本忠幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、副議長の私が議長の職を務めさせていただきます。

議会運営委員会経過報告

副議長（坂本忠幸君） 休憩前に議長松本啓太郎君から議長の辞職願が副議長宛に提出されましたので、議会運営委員会を開催し、その取り扱いについてお諮りいたしましたので、その経過を議会運営委員会委員長に報告を求めます。委員長反町清君の登壇を願います。

（議会運営委員会委員長 反町 清君登壇）

議会運営委員会委員長（反町 清君） 副議長の要請により、先ほど休憩中に議会運営委員会を開催いたしましたので、その経過についてご報告申し上げます。

休憩中に議長松本啓太郎君から副議長宛に議長の職を辞職したい旨の辞職願が出されましたので、この取り扱い方法について協議したのでありますが、議会運営委員会の経過報告を終了した後、議長の辞職の件を日程に追加し、議題とすることを副議長からお諮りして決定することになりました。

以上をもちまして議会運営委員会の経過についてご報告を終わります。

副議長（坂本忠幸君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

ただいま報告のありましたとおり今後の議事運営を行いますので、ご了承願います。

日程追加の件

副議長（坂本忠幸君） 松本啓太郎君から議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。この際、議長の辞職の件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（坂本忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、この際、議長の辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

議長辞職の件

副議長（坂本忠幸君） 地方自治法第117条の規定により松本啓太郎君の退席を求めます。

(10 番 松本啓太郎君退場)

副 議 長 (坂本忠幸君) まず、その辞職願を朗読いたさせます。事務局長。
事務局長 (高橋 寛君)

平成 16 年 5 月 20 日

藤岡市議会副議長 坂本 忠幸様

藤岡市議会議長 松本 啓太郎

辞 職 願

今般一身上の都合により議長を辞職したい
から許可されるようお願い出ます

副 議 長 (坂本忠幸君) お諮りいたします。松本啓太郎君の議長の辞職を許可することにご異議あり
りませんか。

(「異議なし」の声あり)

副 議 長 (坂本忠幸君) ご異議なしと認めます。よって、松本啓太郎君の議長の辞職を許可する
ことに決しました。

松本啓太郎君の入場を求めます。

(10 番 松本啓太郎君入場)

日 程 追 加 の 件

副 議 長 (坂本忠幸君) ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副 議 長 (坂本忠幸君) ご異議なしと認めます。よって、この際、議長の選挙を日程に追加し、
選挙を行います。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 47 分休憩

午後 1 時 50 分再開

副 議 長 (坂本忠幸君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 の 選 挙

副 議 長 (坂本忠幸君) これより議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については投票により行いたいと思いますが、これにご

異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(坂本忠幸君) ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は投票によることに決しました。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

副議長(坂本忠幸君) ただいまの出席議員数は23人であります。

投票用紙を配付いたさせます。

(投票用紙配付)

副議長(坂本忠幸君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

副議長(坂本忠幸君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

副議長(坂本忠幸君) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。事務局長。

(事務局長氏名点呼、投票)

副議長(坂本忠幸君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

副議長(坂本忠幸君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

副議長(坂本忠幸君) 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に19番塩原吉三君及び20番清水保三君を指名いたします。よって、両君の立ち会いを願います。

開票に入りますので、しばらくお待ちください。

(開票)

副議長(坂本忠幸君) 選挙の結果を報告申し上げます。

投票総数23票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票 23票

無効投票 0票

有効投票中

佐藤 淳君 23票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は6票であります。よって、佐藤淳君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました佐藤淳君が議場にいられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

議長承諾のあいさつを願います。佐藤淳君の登壇を願います。

(8番 佐藤 淳君登壇)

8番(佐藤 淳君) 一言ごあいさつ申し上げます。

ただいま不肖私が藤岡市議会議長に当選させていただきまして、心から感謝しているところであります。もとより浅学非才、その器ではございませんが、この重責につく以上は住民福祉の向上と藤岡市発展、それに議会の円満なる運営のため全精力を傾注する所存でございます。議員各位をはじめ皆様方の限りないご指導とご鞭撻を賜りますよう心からお願ひ申し上げます、議長就任のあいさつといたします。

副議長(坂本忠幸君) 議長交代のため暫時休憩いたします。

午後2時1分休憩

午後2時2分再開

議長(佐藤 淳君) 議長交代いたしました。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議長(佐藤 淳君) 暫時休憩いたします。

午後2時2分休憩

午後2時26分再開

議長(佐藤 淳君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会経過報告

議長(佐藤 淳君) 休憩前に副議長坂本忠幸君から副議長の辞職願が議長宛に提出されましたので、議会運営委員会を開催し、その取り扱いについてお諮りいたしましたので、その経

過を議会運営委員会委員長に報告を求めます。委員長反町清君の登壇を願います。

(議会運営委員会委員長 反町 清君登壇)

議会運営委員会委員長(反町 清君) 議長の要請により、先ほど休憩中に議会運営委員会を開催いたしましたので、その経過についてご報告申し上げます。

休憩中に副議長坂本忠幸君から議長宛に副議長の職を辞職したい旨の辞職願が出されたので、この取り扱い方法について協議したのでありますが、議会運営委員会の経過報告を終了した後、副議長の辞職の件を日程に追加し、議題とすることを議長からお諮りして決定することになりました。

以上をもちまして議会運営委員会の経過についてご報告を終わります。

議長(佐藤 淳君) 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

ただいま報告のありましたとおり今後の議事運営を行いますので、ご了承願います。

日 程 追 加 の 件

議長(佐藤 淳君) 坂本忠幸君から副議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。この際、副議長の辞職の件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤 淳君) ご異議なしと認めます。よって、この際、副議長の辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

副 議 長 辞 職 の 件

議長(佐藤 淳君) 地方自治法第117条の規定により坂本忠幸君の退席を求めます。

(18番 坂本忠幸君退場)

議長(佐藤 淳君) まず、その辞職願を朗読いたさせます。事務局長。

事務局長(高橋 寛君)

平成16年5月20日

藤岡市議会議長 佐藤 淳様

藤岡市議会副議長 坂本 忠幸

辞 職 願

今般一身上の都合により副議長を辞職したい

から許可されるようお願い出ます

議長(佐藤 淳君) お諮りいたします。坂本忠幸君の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤 淳君) ご異議なしと認めます。よって、坂本忠幸君の副議長の辞職を許可することに決しました。

坂本忠幸君の入場を求めます。

(18番 坂本忠幸君入場)

日 程 追 加 の 件

議長(佐藤 淳君) ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤 淳君) ご異議なしと認めます。よって、この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

暫時休憩いたします。

午後2時30分休憩

午後3時19分再開

議長(佐藤 淳君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

会 議 時 間 の 延 長

議長(佐藤 淳君) 本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

副 議 長 の 選 挙

議長(佐藤 淳君) これより副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については投票により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤 淳君) ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は投票によることに決しました。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

議長(佐藤 淳君) ただいまの出席議員数は23人であります。

投票用紙を配付いたさせます。

(投票用紙配付)

議 長(佐藤 淳君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(佐藤 淳君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

議 長(佐藤 淳君) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

暫時休憩いたします。

午後3時21分休憩

午後3時23分再開

議 長(佐藤 淳君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長(佐藤 淳君) 点呼を命じます。事務局長。

(事務局長氏名点呼、投票)

議 長(佐藤 淳君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(佐藤 淳君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

議 長(佐藤 淳君) 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に17番青柳正敏君及び18番坂本忠幸君を指名いたします。よって、両君の立ち会いを願います。

開票に入りますので、しばらくお待ちください。

(開 票)

議 長(佐藤 淳君) 選挙の結果を報告申し上げます。

投票総数23票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票 23票

無効投票 0 票

有効投票中

針谷賢一君 23 票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は6票であります。よって、針谷賢一君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました針谷賢一君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

副議長承諾のあいさつを願います。針谷賢一君の登壇を願います。

(16番 針谷賢一君登壇)

16番(針谷賢一君) 一言ごあいさつ申し上げます。

ただいまの藤岡市議会副議長選挙におきまして、不肖私が当選させていただき、心から感謝申し上げます。この重責をお引き受けする以上、まことに浅学非才ではございますが、議長の補佐役として誠心誠意円滑なる議会運営に努力する所存でございます。議員各位のご支援とご協力をお願い申し上げまして、副議長就任のあいさつにかえさせていただきます。

前議長退任のあいさつ

議長(佐藤 淳君) この際、前議長松本啓太郎君から退任のごあいさつを願います。松本啓太郎君の登壇を願います。

(10番 松本啓太郎君登壇)

10番(松本啓太郎君) 一言退任のあいさつをさせていただきます。

昨年5月14日に議長に就任以来、議員各位をはじめ皆様方の絶大なるご支援、ご協力をいただき、大過なく過ごすことができました。これひとえに皆様のおかげでございます。衷心より厚く御礼申し上げます。今後もより以上藤岡市発展のため、微力ではございますが、碎身の努力をさせていただきますことを皆様にお誓い申し上げまして、退任のあいさつとさせていただきます。大変ありがとうございました。

前副議長退任のあいさつ

議長(佐藤 淳君) この際、前副議長坂本忠幸君から退任のごあいさつを願います。坂本忠幸君の登壇を願います。

(18番 坂本忠幸君登壇)

18番(坂本忠幸君) 一言ごあいさつをさせていただきます。

在職中は議員各位のご協力によりまして無事責務を務めることができました。まことにありがとうございました。今後は前議長同様、藤岡市発展のため尽くしてまいる所存でありますので、より一層のご指導を賜りますようお願いを申し上げます、退任のあいさつといたします。大変ありがとうございました。

市 長 あ い さ つ

議 長（佐藤 淳君） 次に、市長からごあいさつを願います。市長の登壇を願います。

（市長 新井利明君登壇）

市 長（新井利明君） 正副議長の当選に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

このたび正副議長に当選されましたお二人に心からお祝いを申し上げます。議長に当選されました佐藤淳議員は平成11年4月に初当選されて以来、市政発展にご尽力されてまいりました。また、副議長に当選されました針谷賢一議員は平成9年3月に初当選されて以来、市政発展にご活躍されてまいりました。お二人とも市民からの信望も厚く、正副議長にふさわしい方であり、今後の議会運営に十分お力を発揮されますことを心からご期待申し上げます、お祝いのあいさつといたします。

また、退任されました松本前議長並びに坂本前副議長におかれましては、議会運営はもとより市政発展と市民福祉向上のため大変ご尽力を賜りました。まことにありがとうございました。心より厚く御礼申し上げます、あいさつとさせていただきます。

議 長（佐藤 淳君） 暫時休憩いたします。

午後3時35分休憩

午後4時10分再開

議 長（佐藤 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

経済建設常任委員会委員長の互選結果報告

議 長（佐藤 淳君） 休憩中に経済建設常任委員会委員長より副委員長宛に辞任願が提出され、委員会を開催し、許可されました。その結果、委員会条例第9条第2項の規定により委員長の互選が行われました。その結果が議長のもとに参りましたので、ご報告申し上げます。

経済建設常任委員会委員長に 大 戸 敏 子 君

以上であります。

暫時休憩いたします。

午後4時11分休憩

午後4時36分再開

議長（佐藤 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会経過報告

議長（佐藤 淳君） 休憩前に議会運営委員会を開催いたしましたので、その経過を議会運営委員会委員長に報告を求めます。委員長反町清君の登壇を願います。

（議会運営委員会委員長 反町 清君登壇）

議会運営委員会委員長（反町 清君） 議長の要請により、先ほど休憩中に議会運営委員会を開催いたしましたので、その経過についてご報告申し上げます。

合併問題調査特別委員会委員佐藤淳君は、議長に就任いたしましたことにより合併問題調査特別委員会委員を失職いたしました。また、休憩中に合併問題調査特別委員会委員針谷賢一君より合併問題調査特別委員会委員を辞任したい旨の辞任願が議長宛に提出され、許可されましたので、ここにご報告申し上げます。

なお、補欠選任については、議会運営委員会の経過報告を終了した後、日程に追加し、委員会条例第8条第1項の規定により議長から指名していただくことに決定いたしました。

以上をもちまして議会運営委員会の経過についてご報告を終わります。

議長（佐藤 淳君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

ただいま報告のありましたとおり今後の議事運営を行いますので、ご了承願います。

日程追加の件

議長（佐藤 淳君） ただいま合併問題調査特別委員会委員2名が欠員となっております。

お諮りいたします。この際、合併問題調査特別委員会委員の補欠選任を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） ご異議なしと認めます。よって、この際、合併問題調査特別委員会委員の補欠選任を日程に追加し、議題といたします。

合併問題調査特別委員会委員の補欠選任

議長（佐藤 淳君） お諮りいたします。合併問題調査特別委員会委員の補欠選任については、委員会条例第8条第1項の規定により議長において指名いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） ご異議なしと認めます。

合併問題調査特別委員会委員に7番反町清君、10番松本啓太郎君を指名いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤 淳君) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました反町清君及び松本啓太郎君を合併問題調査特別委員会委員に選任することに決しました。

第5 報告第1号 専決処分の報告について

(損害賠償の額を定めることについて)

議長(佐藤 淳君) 日程第5、報告第1号専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)を議題といたします。

報告を求めます。経済部長の登壇を願ひます。

(経済部長 荻野廣男君登壇)

経済部長(荻野廣男君) 大変申しわけありませんが、訂正をお願いいたしたいと思ひます。2ページにあります専決処分書の2行目、「法律第67号」と記載してありますが、文字が違ひますので、「第」に訂正していただきたく思ひます。

それでは、報告第1号専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

本件は、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、損害賠償額を定めることについて、同法第180条第1項の規定により議会において指定された事項として専決処分したことについて、第180条第2項の規定に基づきご報告するものであります。

内容につきましては、平成16年3月11日午前9時30分ごろ、経済部農村整備課職員が藤岡平土地改良区総代会の打ち合わせに向かう途中、藤岡市藤岡1197番地付近で接触事故を起こして車両破損したものであります。この損害賠償額を定めることについて専決処分したものでございます。

この損害賠償金につきましては、社団法人全国市有物件災害共済会の災害共済金により充当される見込みでありますので、あわせて報告いたします。安全運転の励行を指導しているところでありますが、なお一層の交通安全に努めるよう注意を喚起してまいりたいと考えております。

以上、専決処分の報告とさせていただきます。

議長(佐藤 淳君) 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願ひます。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤 淳君) お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤 淳君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

以上で、報告第1号について報告を終わります。

第6 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて

(藤岡市税条例の一部改正)

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて

(藤岡市都市計画税条例等の一部改正)

報告第4号 専決処分の承認を求めることについて

(藤岡市国民健康保険税条例の一部改正)

議長(佐藤 淳君) 日程第6、報告第2号専決処分の承認を求めることについて(藤岡市税条例の一部改正)、報告第3号専決処分の承認を求めることについて(藤岡市都市計画税条例等の一部改正)、報告第4号専決処分の承認を求めることについて(藤岡市国民健康保険税条例の一部改正)以上3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民環境部長の登壇を願います。

(市民環境部長 有我巨弘君登壇)

市民環境部長(有我巨弘君) 報告第2号専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただきました藤岡市税条例の一部改正につきまして、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。現下の経済、財政状況等を踏まえつつ持続的な経済社会の活性化を目指し、さらに税体制の構築に向け、所得税から個人の住民税への税源移譲を実施するまでの暫定措置としての所得譲与税の創設、個人住民税均等割の見直し、非課税等特別措置の整理合理化等のための所要の措置を講ずること等、地方税制の改正が行われ、地方税法等の一部を改正する法律などが3月26日の参議院本会議において可決、3月31日に公布されました。これに伴い、藤岡市税条例の一部を改正したものであります。

主な改正内容であります。まず個人市民税において、均等割については人口段階別の税率区分が廃止され、その税率が3,000円に統一されたことによる規定の整備、納税義務を負う夫と生計を一にする妻で、夫と同じ市町村内に住所を有する者に対する非課税措置が廃止されたことによる規定の整備、均等割及び所得割の非課税限度額算定のための加算額の変更に伴う規定の整備、譲渡所得については、長期譲渡所得の100万円特別控除の廃止に伴う規定の整備を、長期譲渡所得・短期譲渡所得の税率の引き下げなど、改正に伴い規定の整備を行ったものであります。次に、固定資産税につきましては課税標準の

特例措置等の適用期限延長などの規定の整備を行ったものでございます。

続きまして、報告第3号専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただきました藤岡市都市計画税条例等の一部改正につきまして、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めます。3月26日の参議院本会議において可決され、3月31日に公布されました地方税法等の一部改正に伴い、藤岡市都市計画税条例等の一部を改正したものであります。

主な改正内容であります。地方税法第702条第2項の改正に伴う規定の整備及び字句の整備、また同法第349条の3及び附則第15条課税標準の特例措置の適用期限の延長等の改正に伴う規定の整備、それに伴う項のずれによる規定の整備であります。

続きまして、報告第4号専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただきました藤岡市国民健康保険税条例の一部改正につきまして、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めます。今回の主な改正点につきましては、平成16年3月の地方税法の改正によるもので、税の整理、合理化を図り、それに伴う条文の整備及び一般の長期譲渡所得における100万円控除を廃止するもので、施行日は平成16年4月1日でございます。

以上、簡単ではありますが、専決処分の説明といたします。慎重審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（佐藤 淳君） 提案理由の説明が終わりました。

報告第2号専決処分の承認を求めることについて（藤岡市税条例の一部改正）これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第2号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） ご異議なしと認めます。よって、報告第2号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤 淳君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。報告第2号専決処分の承認を求めることについて(藤岡市税条例の一部改正) 本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(佐藤 淳君) 起立全員であります。よって、報告第2号は原案のとおり承認されました。

報告第3号専決処分の承認を求めることについて(藤岡市都市計画税条例等の一部改正) これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤 淳君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤 淳君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第3号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤 淳君) ご異議なしと認めます。よって、報告第3号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤 淳君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。報告第3号専決処分の承認を求めることについて(藤岡市都市計画税条例等の一部改正) 本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(佐藤 淳君) 起立全員であります。よって、報告第3号は原案のとおり承認されました。

報告第4号専決処分の承認を求めることについて(藤岡市国民健康保険税条例の一部改正) これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤 淳君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（佐藤 淳君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第4号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） ご異議なしと認めます。よって、報告第4号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。報告第4号専決処分の承認を求めることについて（藤岡市国民健康保険税条例の一部改正）本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（佐藤 淳君） 起立全員であります。よって、報告第4号は原案のとおり承認されました。

第7 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて

（平成15年度藤岡市一般会計補正予算第6号）

議長（佐藤 淳君） 日程第7、報告第5号専決処分の承認を求めることについて（平成15年度藤岡市一般会計補正予算第6号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長の登壇を願います。

（市長 新井利明君登壇）

市長（新井利明君） 報告第5号専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

平成15年度藤岡市一般会計補正予算（第6号）につきましては、年度末において繰越明許費の予算措置が必要となったこと、歳入において地方譲与税等の確定による変更、繰入金の変更、地方債の追加及び変更、また歳出では、衛生費において所要の予算措置が必要となったことから地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行ったものであります。

今回の補正は第1条で示してありますとおり、歳入歳出それぞれ2,394万1,000円を追加し、総額186億9,551万3,000円とするものであります。当初予算に比較しますと、今回の補正を含め2.5%の伸びとなっております。

次に、第2条の繰越明許費であります。第2表のとおり文化振興事業外9件であります。

次に、第3条の地方債の補正であります。第3表のとおり追加として中山間地域農地防災事業外2件、変更として市道112号道路改良事業外3件の限度額の変更であります。

次に、事項別明細について歳出からご説明申し上げます。

第4款衛生費では、第1項保健衛生費、第7目老人保健費の老人保健特別会計繰出金で2,394万1,000円を追加するものであります。その他の歳出科目につきましてはいずれも地方債の補正に伴う財源更正であります。

続きまして、今回の補正財源となります歳入についてご説明申し上げます。

第2款地方譲与税では39万1,000円を追加、第3款利子割交付金では1,778万9,000円を追加、第5款ゴルフ場利用税交付金では1,424万5,000円を追加、第6款自動車取得税交付金では324万3,000円を追加、第7款地方特例交付金では5,656万1,000円を追加、第8款地方交付税では1億6,335万6,000円を追加、第9款交通安全対策特別交付金では102万円を減額、第16款繰入金では2億4,082万4,000円を減額、第19款市債では1,020万円を追加するものであります。

以上が説明の要旨であります。慎重審議の上、ご承認くださるようお願い申し上げます。

議長（佐藤 淳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

冬木一俊君。

12番（冬木一俊君） 報告第5号について、先ほど市長の方から提案理由の説明ということでございましたが、細かいところまで説明していただけなかったので説明を願います。

21ページ、第2表繰越明許費というところで第2款の総務費、第1項の総務管理費、事業名が文化振興事業費外9件ということで簡単な説明でございましたので、文化振興事業1億8,332万9,000円、これについて本会議場で、何ゆえに繰越明許費扱いにしたのか、詳細な説明を求めます。

議長（佐藤 淳君） 企画部長。

（企画部長 茂木政美君登壇）

企画部長（茂木政美君） お答えをいたします。

繰越明許費の関係の文化振興事業の繰越明許費1億8,332万9,000円でございます。この関係につきましては、「みかぼみらい館」と同様なケースであります新里村の「昆虫の森」に係る訴訟が継続中ではありますが、県との協議の上、裁判が確定するまで負担金支出を見合わせる、そういったことで繰越明許とさせていただきました。よろしく申し上げます。

議長（佐藤 淳君） 冬木一俊君。

1 2 番(冬木一俊君) 詳細な説明ということで簡単な説明をしてもらったのですけれども、文化振興事業、「みかぼみらい館」ということでございますけれども、この問題についてはこの年だけの単年度ということではなくて、今までずっと払い続けてきたものだというふうに思います。そういった中で、先ほど新里村の「昆虫の森」と同様ということでございまして、企画部長の方から説明がありましたけれども、あの新聞報道を見てみますと、そういう県の手法だった、県議会の議決がなかったということで、それは新里村の住民監査請求、その中から裁判所の推移を見ながら今は払っていない状態だと、藤岡市民が「みかぼみらい館」の件で住民監査請求をしているわけではないですよ。その辺について県との協議という先ほどの説明がありましたけれども、その時点で新里村は新里村、藤岡市は藤岡市、箱物が別なのですから、そこら辺のところ、なぜ今まで払っていたものが、ほかの市町村を見て藤岡市は右へ倣えという結論に達したのか、だれの判断でそうにしたのか、2回目の質問としてお聞かせ願います。

議長(佐藤 淳君) 企画部長。

企画部長(茂木政美君) お答えをさせていただきます。

この「みかぼみらい館」の負担金につきましては、平成4年度から平成16年度にかけて総額といたしまして34億8,307万8,000円のものでございます。この中で平成15年度の分の1億8,332万9,000円、また平成16年度の負担金として9,422万7,000円、この2年度分が残として残っているわけでございます。その中で新里村の住民監査請求、そういった判決等を見た中では平成14年度の支払い分につきまして、今年の4月16日までの監査請求の期間等がある、そういったことで及ぼす影響等がございます。その辺の関係につきまして、市の関係者等ともご相談した中、また県の教育委員会、また県の知事部局、そういったところと協議した中でこういった繰越明許という形をとらせてもらったわけでございます。よろしくお願いたします。

以上です。

議長(佐藤 淳君) 冬木一俊君。

1 2 番(冬木一俊君) 3回目でございますが、私がここで言うまでもなく、繰越明許費というのは地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができるというふうなうたっております。この繰越明許費、ただいま私が質問した文化振興事業費、これについては今年度のいつ支払う予定なのか、時期だけで結構でございます。これで私の質問を終わりにしますから、その時期だけ、いつ払うのか、教えてください。よろしくお願いたします。

議長(佐藤 淳君) 企画部長。

企画部長(茂木政美君) お答えをさせていただきます。

この新里村の裁判につきまして、今、村の方で控訴しています。そういった判決が本年度中には出るのではないが、そういったことを聞いております。そういった中で、この平成15年度分の支払いにつきましては、その判決等を見ながら支払いをしていきたい、そういったことでやっていきたいと思っています。よろしくをお願いします。

議長（佐藤 淳君） 暫時休憩いたします。

午後5時2分休憩

午後5時3分再開

議長（佐藤 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（佐藤 淳君） 他にご質疑はありませんか。

湯井廣志君。

4 番（湯井廣志君） 私も同じ21ページの繰越明許費について、全く同じ総務費の文化振興事業費1億8,332万9,000円、これに関して質問いたします。

この「みかぼみらい館」、これは県の広域施設整備方針に基づいて県民に広く平等に供される施設として県内10広域に1つずつ、上限で25億円の施設整備をするということで、県と市で覚書を取り交して平成4年の6月に着工したわけでございます。

この「みかぼみらい館」、私が先ほど言ったように25億円という基本方針で当初示しておりましたが、このような少ない金ではいい施設ができないということで、この3倍、77億4,166万5,000円という膨大な金をかけてこの当初の負担額、県が51%、市が49%ということで12億2,500万円という負担割合を3倍にしたおかげで55億2,172万3,000円、実に当市の負担額が79%、県が21%という状況になって、県有施設というよりは市有施設といったようなものになっていると思います。交付税を20億円もらったとしても実質の負担額が35億円、6万4,000人の市民で割りますと1人55万円というような負担となっております。この負担額、これから平成19年に中央高校が新設されるわけですが、こんな額ではいい高校はできない。また、ここで3倍も増やされたのではたまったものではございません。

このような関係をもって、今さらでき上がったものをとやかく言っても仕方ございませんが、この「みかぼみらい館」の負担金、これに関して平成4年の9月議会の質問に対して当時の部長が、「これは県有施設ということで寄附金として県へ納めていく。」というような答弁をしておりますが、地方財政法、私が思いますに全然理解していないようで、地方財政法の第4条第5項には「割り当てる寄附金等の禁止」というのがございます。これは、「地方公共団体は他の地方公共団体に対し、直接・間接を問わず寄附金の徴収をしては

ならない。」と記載されております。また、同じく地方財政法第27条第2項に「県が負担すべきものの全部、また一部を市町村へ負担させてはならない。」とされております。

先ほど冬木議員が言ったように2月27日に県の「昆虫の森」の事業で、新里村が県に公金を支出したのは地方財政法違反であると前橋地裁が判決を下しております。この判決のとおりとするならば、当市は平成4年から平成14年まで、この12年間平然とこの法律違反を犯していたということになるわけでございます。この法を無視した行政が平然と行われていると思います。

ここで伺いたしますが、当市が平成4年より支払ったこの寄附金、これは地方財政法違反であると言われておりますから法律違反、こういったことに対してどのような見解を持っているのか。また、今まで負担した55億円、それから交付税措置20億円を引いた35億円、この一部を県に返還を求めていく考えがあるのか、その点をお伺いたします。

議長（佐藤 淳君） 企画部長。

（企画部長 茂木政美君登壇）

企画部長（茂木政美君） お答えをいたします。

まず最初に、「みかぼみらい館」の負担金の形、そういったことで、今、湯井議員からお話がありましたとおり平成4年ですか、そのときの議事録等を見ますと当時、企画部長が「この負担金につきましては、藤岡市が広域圏組合に負担金で支出する。また、広域圏組合が県に寄附金で支出する。」そういったことで議会等にお話をさせていただきました、当時の議会でそのような方向の中で、建設のことにつきましても県から市が受けて建設工事の議決、そういった過程が議事録であるわけでございます。そのようなものを見ますと、いろいろなこの県と市のかかわりの中で、この大きな「みかぼみらい館」の建設をしていくのに有効な財源として県の起債等を活用しておって市の負担を少なくする、そういった観点があるわけでございますが、ご質問のこの寄附金につきましてもそういったいろいろな考え方の中で任意で県に寄附を行った、そういう解釈で今まで来ているわけでございます。

また、次にこの寄附金等の中の、市サイドでは負担金でございますけれども、こういったものの返還を求める考えがあるかというご質問でございますが、このことにつきましては当時群馬県の教育委員会、また藤岡市、そして広域圏組合、三者で覚書等を結んだ行為でございます。また、市の議会でも債務負担行為、そういったものを議決しているものでございます。そういった観点の中で県と市の信義上、そういった問題もございまして、返還を求める考えはございません。

以上です。

議長（佐藤 淳君） 湯井廣志君。

4 番（湯井廣志君） 答弁を聞いていますと、法律違反でも決められた金はきちんと払うのですということで言われているようですが、どうもしっくり回答ができないようでございますので、もう一度お聞きいたしますが、この繰越明許費、これは何らかの事情で年内に支出が終わらないものと解釈しております。翌年度に繰り越しできる予算ということで計上されておりますが、これは地方自治法の第213条、地方自治法施行令第146条にそう記載されておりますが、この「何らかの事情」というのは、用地買収ができないで工事が進まなかったとか、災害があったとか、農林土木が主に指されているものと言われております。

この憲法違反ということで法律違反、そんなことで繰越明許費で計上するのは、私から考えますと、この新里村が一審の前橋地裁できちんと地方財政法違反であるというような判決が下されている以上は、今現在、東京高裁に上告しているようでございますが、この東京高裁の判決によって再度補正予算で計上できるものと考えます。この1億8,332万9,000円、これは一たん切って、東京高裁の判決によって再度補正をとるというような考えを持たなかったのか、その点をお聞きいたします。

議長（佐藤 淳君） 企画部長。

企画部長（茂木政美君） お答えをさせていただきます。

この新里村の一審の判決は出ておりますが、その後、新聞等を見ますと、新里村長が村の議会に諮ってまた控訴しています。判決が確定をしているわけではございません。そういった意味合いの中で、市も県と協議してそういった、先ほどもお答えをさせていただきましたが、覚書等の中の1つの約束事、そういったことを重んじて繰越明許をさせていただいたわけでございます。大変くどいようで恐縮でございますけれども、判決が確定していない、そういったことについてこういう行為をとらせていただきましたので、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長（佐藤 淳君） 湯井廣志君。

4 番（湯井廣志君） 今の全く同じことを市長にお伺いいたします。

議長（佐藤 淳君） 市長。

（市長 新井利明君登壇）

市長（新井利明君） 私も県総務部長に会って、実際に話をしてまいりました。その中で繰越明許の手续にさせていただきました。それで、判決が終わりましたら判決に基づいたものを県とまた相談して進めていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（佐藤 淳君） 木村喜徳君。

1 5 番（木村喜徳君） 同じく21ページの繰越明許費の件でお伺いします。

これはたしか3月議会の予算特別委員会の中で私が企画課長に質問しましたら、新里村と同類ということで認識しているという答弁がございましたけれども、これは執行部の方が認識を持ったのはいつごろですか。県議会の議決が必要だという認識を持ったのはいつか、これを答弁願います。

議長（佐藤 淳君） 企画部長。

（企画部長 茂木政美君登壇）

企画部長（茂木政美君） お答えをさせていただきます。

「みかぼみらい館」の負担金等に伴う県事業の県議会の議決、そういった認識を持ったのがいつごろかというご質問でございますが、この関係につきましては、先ほどもご説明をさせていただきましたが、平成4年の時点のいろいろな覚書、そういったことについていろいろ前任者等ともお話を聞きましたけれども、県との解釈の中で県議会の議決の必要性はない、そういったお話を聞いています。そういった形の中で県と市と「みかぼみらい館」で覚書を結んだ、そういったことでございますので、県としても、今時点でも県はそうおっしゃっていますけれども、こういった行為に対しての県議会の必要性は持っていない、そういった解釈は県の総務部長が新聞等でも発表しておりますけれども、そういったことでございます。

市といたしましてもそういった解釈の中、この負担金の問題につきましては最終的には広域組合から県に寄附で行くという形の中で県議会の議決を必要としない、そういった解釈を持っています。

以上です。

議長（佐藤 淳君） 暫時休憩いたします。

午後5時17分休憩

午後5時18分再開

議長（佐藤 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（佐藤 淳君） 企画部長。

（企画部長 茂木政美君登壇）

企画部長（茂木政美君） お答えをさせていただきます。

この負担金に対しての県議会の認識をいつごろ持ったかということでございますが、私の方では新里村の判決が出た新聞を見て知ったという状況でございます。

議長（佐藤 淳君） 暫時休憩いたします。

午後5時19分休憩

午後5時20分再開

議長（佐藤 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（佐藤 淳君） 企画部長。

（企画部長 茂木政美君登壇）

企画部長（茂木政美君） 日にちにつきましては平成16年2月28日の時点でございます。

以上です。

議長（佐藤 淳君） 木村喜徳君。

15番（木村喜徳君） 平成16年の2月ということだと、平成16年度予算はもう仕上がっていると思うのですけれども、多分新里村との係争ということは恐らくその前にもうわかっていたと思うのです。多分これは第一審の判決が出たころだと思うのですけれども、そういうことを承知の上で今年度についても約9,000万円くらいですが、この予算措置がされています。なおかつ、この1億8,000万円というのを繰越明許費ということで今年度中に払えるかどうかということが確定をしないから繰越明許という格好なのですけれども、この財政の苦しい状況の中で完全に1年寝かせるわけです。

こういった中で、先ほどの前任の議員ではないですけれども、きちんとした格好で補正で立ち上げる、一度なくして立ち上げる、そういう考えは全然なかったのですか。今年度とこの平成15年度ので約2億七、八千万円になるのですか、これは補助絡みのいろいろな事業になればすごい金額で藤岡市が使える金額になると思うのです。そういう観点からの質問を私はしますので、財政運営上に誤りはないか、そういうことを答弁願います。

議長（佐藤 淳君） 企画部長。

企画部長（茂木政美君） お答えをさせていただきます。

この新里村の「昆虫の森」、そういった係争のことが事前にわかっていたのではないかと、こういったご質問が1点でございます。私の方、大変その辺につきましても新聞等を見て初めて知ったということで、知りませんでした。

また、次にこの繰越明許にした、そういった理由について誤りがなかったかというご質問でございますが、この件につきましても私の方も財政等の中でこういったことを対応するかということで協議をいたしましたけれども、その中でやはり県と市で交わしている覚書等、そういった中で予算等も議決していただく、しかし、こういった一審の中で敗訴になっておる状況を見ると、やはりこの予算は見合わせる、そういった中で繰越明許という

ことが一番正しい予算措置の仕方ではないか、そういうことでこういった形で繰越明許をさせてもらったわけでございます。よろしく願います。

議長（佐藤 淳君） 木村喜徳君。

15番（木村喜徳君） では、この繰越明許につきましては、自信を持って一番正しい措置ということで、私の方はわかりました。ただ、これは先へ行って、二審ですから、その上もありますよね。県側が勝っても、またこの住民監査している方は恐らく、これは推定で物を言っただけとはいけないのだと思いますけれども、多分上告という形になると思うのです。それを考えますと、本年度中に結審ということは恐らく最初からもう考えられない、考えなくてもいいのではないのでしょうか。そうすると、先ほど言いましたようにこの2億円近い金が1年間完全に市政に反映できない、住民に還元できない、私はそう思うのです。そういうことであっても最善の措置として理解してもよろしいのですね。

議長（佐藤 淳君） 企画部長。

企画部長（茂木政美君） ご質問に対しましてお答えをいたします。

木村議員がお話の中で結審がその先に行くのではないかと、そういったことも予想されるのではないかと、その中でそういった状況において判断をすることも当然考えなければならぬこととありました。しかし、大変くどいようでございますが、いろいろな形の中で県と市で協議して、こういった方向性にさせていただきました。そのような検討の中での繰越明許という手法をとったわけでございますので、ぜひともご理解のほどをお願いいたします。

以上です。

議長（佐藤 淳君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第5号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） ご異議なしと認めます。よって、報告第5号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤 淳君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。報告第5号専決処分の承認を求めることについて(平成15年度藤岡市一般会計補正予算第6号)本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(佐藤 淳君) 起立多数であります。よって、報告第5号は原案のとおり承認されました。

第8 報告第6号 専決処分の承認を求めることについて

(平成15年度藤岡市老人保健特別会計補正予算第3号)

議長(佐藤 淳君) 日程第8、報告第6号専決処分の承認を求めることについて(平成15年度藤岡市老人保健特別会計補正予算第3号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民環境部長の登壇を願います。

(市民環境部長 有我巨弘君登壇)

市民環境部長(有我巨弘君) 報告第6号専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

平成15年度藤岡市老人保健特別会計補正予算(第3号)につきましては、歳入の支払基金交付金、国庫負担金、県負担金及び歳出の医療諸費に減額が生じたことと、一般会計繰入金に予算措置が必要となったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただいたものであります。

今回の補正は第1条に示してございますとおり、歳入歳出それぞれ1億9,342万円を減額し、総額48億6,644万4,000円とするものであります。

次に、事項別明細について歳出からご説明申し上げます。

第2款医療諸費、第1項医療諸費で1億9,342万円を減額するものであります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

第1款の支払基金交付金、第1項支払基金交付金で3,586万4,000円、第2款国庫支出金、第1項国庫負担金で1億4,535万7,000円、第3款県支出金、第1項県負担金で3,614万円をそれぞれ減額し、第4款繰入金、第1項他会計繰入金で2,394万1,000円を追加するものでございます。

以上が説明の要旨でございます。慎重審議の上、ご承認くださるようお願い申し上げます。

議長(佐藤 淳君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤 淳君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤 淳君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第6号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤 淳君) ご異議なしと認めます。よって、報告第6号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(佐藤 淳君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。報告第6号専決処分の承認を求めることについて(平成15年度藤岡市老人保健特別会計補正予算第3号)本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(佐藤 淳君) 起立全員であります。よって、報告第6号は原案のとおり承認されました。

第9 議案第40号 群馬県市町村会館管理組規約の変更について

議長(佐藤 淳君) 日程第9、議案第40号群馬県市町村会館管理組規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。企画部長の登壇を願います。

(企画部長 茂木政美君登壇)

企画部長(茂木政美君) 議案第40号群馬県市町村会館管理組の規約変更について、ご説明申し上げます。

本議案は、群馬県市町村会館管理組の構成市町村間で合併が行われる場合の組合財産の処分方法について、組規約に定めるものであります。県内の合併にかかわる動向を踏まえると、市町村の合併の特例に関する法律の執行日、平成17年3月までに幾つかの地域において組合構成市町村間で合併が実現することが予想されます。地方自治法の規定により、市町村合併に伴い財産処分を必要とするときは関係市町村が協議してこれを定めなければならないと規定されております。この財産には一部事務組合の財産も含まれていま

す。

本組合は建物及び土地等の組合財産を保有しており、組合構成市町村間で合併が行われる場合、現行ではその都度この協議を行わなければなりません。そこで、今回の規約変更を行うことにより、組合構成市町村間の合併に伴う組合財産の処分については、今後は規約の規定に基づき処分されることとなり、地方自治法第7条第4項の協議を行う必要がなくなるといふものであります。

以上、簡単であります。提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

議長（佐藤 淳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第40号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） ご異議なしと認めます。よって、議案第40号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤 淳君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第40号群馬県市町村会館管理組合規約の変更について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（佐藤 淳君） 起立全員であります。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

字 句 の 整 理 の 件

議長（佐藤 淳君） お諮りいたします。本会議で議決されました議案については、会議規則第42条の規定に基づき、その条項、字句、数字等の整理を要するものにつきましては、そ

の整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤 淳君) ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字等の整理は議長に委任することに決しました。

市長 あいさつ

議長(佐藤 淳君) この際、市長より発言を求められておりますので、これを許します。市長の登壇を願います。

(市長 新井利明君登壇)

市長(新井利明君) 平成16年第2回藤岡市議会臨時会の閉会に当たり、一言御礼のごあいさつを申し上げます。

本臨時会に提案いたしました報告並びに議案につきましては、慎重ご審議の上、ご決定いただきまして深く感謝申し上げます次第でございます。今後とも議員各位のご協力のもとに市政発展と市民福祉向上のため誠心誠意努力してまいり所存でありますので、よろしくお願い申し上げます。

議員各位におかれましては健康に十分ご留意され、ますますご活躍くださるようご祈念申し上げます。閉会のあいさつとさせていただきます。大変ありがとうございました。

閉 会

議長(佐藤 淳君) 以上をもちまして本会議に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これにて平成16年第2回藤岡市議会臨時会を閉会いたします。

午後5時36分閉会